

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>学校帰りに図書館に行くことを楽しみにしていますが、通学時間はまだ図書館が開いていないため、返却したい本を学校に持っていかなければなりません。</p> <p>南草津駅西口にも返却ポストを作ってほしいです。</p>	<p>南草津駅西口に図書館返却ポストを置くことは、図書館の利用がより便利になる良い提案だと思いましたが、返却ポストを置くためには、置く場所を考える必要があり、また、ポストを置くための費用や返却された本を回収するための費用が必要になりますが、市が管理している税金などのお金は、市民の皆さんが安心して生活できるように、どのように使うかの計画を立て、使い道が正しいかを議会で話し合ったうえで決めています。</p> <p>これらの問題をしっかり考えるために、すぐに返却ポストを置くことは難しいので、少し不便ですが、南草津駅東口のフェリエ南草津前の返却ポストの利用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会 図書館】</p>
<p>①監査委員事務局に監査請求の手続きを相談し書類を提出しようとしたところ、京都市の手引きやウェブサイト上の運用基準を提示して、あたかも草津市の公式ルールのように説明をされた。市の規則に基づき、請求の受付および審査をしてほしい。</p> <p>②市の公式ルールに基づかない不適切な対応であったことを認め、対応職員を処分してほしい。職員を指導し、庁内コンプライアンス体制を強化してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>住民監査請求の相談があったことから、理解いただきやすいよう、参考として京都市のマニュアルや他市での事例等を示しながら、地方自治法に基づき手続方法及び手続後の見込を案内しました。相談時に拝見した内容から、主訴されている事案は「公物管理」に該当すると目され、最高裁判所の判例等により、住民監査請求の対象外にあたると思料したため、その旨の説明をしたものです。書類の不備等の形式的な確認は、地方自治法や草津市監査委員条例等に基づき行うもので、京都市のマニュアルにより行うものではありません。</p> <p>②について</p> <p>今回の監査委員事務局の職員の対応について確認したところ、草津市職員の懲戒処分に関する指針に基づく処分対象となる行為には該当しないと判断していますが、窓口における職員の対応で不快な思いをお掛けしたことについては、お詫び申し上げます。今後も引き続き研修等を通じて、職員の対応の質の向上および庁内コンプライアンス意識の向上に努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【監査委員事務局】 【総合政策部 職員課】 【総務部 総務課】</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>一次集合場所看板設置について。</p> <p>①看板設置の予算措置や法的根拠について、10年以上経過し文書の保存期間が終了したため確認できないと言われたが、看板が存続している期間中は保持されるべきである。公共施設の記録は、永年保存か施設存続期間保存としてほしい。</p> <p>②看板の所有者は不明としつつ、運用は町内会に委ねている。老朽化による落下事故等が発生した場合、地域住民に不当な賠償リスクを負わせるものであり、所有権を市に帰属させるか、市負担による公的な賠償支援スキームを構築してほしい。</p> <p>③運用を町内会任せとする姿勢は、町内会未加入者の排除や現場での混乱を招く恐れがある。一次集合場所は全市民が利用可能であることをガイドライン化し、看板にも明記してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>看板を作成した当時の資料は、草津市市政情報の管理に関する条例施行規則に基づく文書の保存年限を過ぎていることから、町内会に配布した当時の詳細は不明ですが、平成26年度に町内会の自主防災活動を支援する目的で、町内会において管理・運用していただくことを前提に現物支給を行ったものであることを、当時の担当者から確認しています。そのため今後も市で管理することは考えておらず、現数を調査する予定はありません。また、本市では、事務の効率性や保管スペースの限界から、一定の期間をもって公文書を廃棄する運用を行っています。全ての公共施設の記録の永年保存や施設の存続期間中一律の保存は、公文書の管理コストの増大につながる側面もありますので、現時点では、御要望の見直しは行いません。</p> <p>②について</p> <p>町内会へ現物支給したものであることから、看板は町内会に帰属するものと考えています。このことから、市が新たな保険制度に加入することは考えていませんが、市としては、かねてから町内会が加入される「自治会活動保険」に対する補助制度により支援を行っています。</p> <p>③について</p> <p>一次集合場所の看板には、地震発生時に町内会の皆さんが集合し、安否確認や消火活動等の役割分担を確認する場所であることを明示してはいますが、これは、地域における重要な共助団体である町内会への支給物品であるため分かりやすく表現したものであり、町内会未加入の方の避難を制限するものではありません。避難を要する大規模災害時には、町内会に限らず、市民であるか否かを問わず、付近にいるすべての方の生命、身体の安全確保が最優先されることは言うまでもありません。公園等は日頃から誰もが利用可能である場所でもあるため、あえて町内会の「加入の有無に関わらず全市民が利用可能」の旨を明記することは考えていません。</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>④一次集合場所が、災害対策基本法上の「指定緊急避難場所」と混合されやすい点について、市民に正確に周知してほしい。</p>	<p>④について</p> <p>本市では、指定緊急避難場所は広域避難所として周知しています。「一次集合場所」と「広域避難所」については、本市発行の防災ハンドブックや防災マップにおいて、何をするための場所であるかを分かりやすく説明しており、地域への出前講座においても災害時の避難行動について啓発を行っています。今後も引き続き、あらゆる機会を通じて周知を行っていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 危機管理課】 【総務部 総務課】</p>
<p>市役所の正面玄関前の池に、目の見えない人が落ちていた。危険なので、柵をたててほしい。</p>	<p>柵の設置については、有事の際には避難通路として使用する可能性もあるため、通路の封鎖は困難ですが、通路沿いに簡易なポールなどを設置して池への転落の防止を図っていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>
<p>こども園から、次年度より降園時間の運用が変更されると説明を受けた。事前の保護者への相談や説明がないまま、一方的に伝えられた。安全や運営上の事情は理解しているが、年長児のみが一律に不利益を受ける形になっていないか、再度検討してほしい。</p>	<p>こども園での降園時間変更の対応において、事前の説明が十分でなく、保護者の皆様に御心配をお掛けしたことに對し、お詫びします。市内公立認定こども園の教育認定の降園時間は、14時降園開始を基本としながら、各施設において園児数や立地条件等の降園時の安全を考慮して設定しています。今回の降園時間の変更については、園の運営状況を鑑みた上で、新年度からの変更を検討したものでした。</p> <p>その後、こども園においては、保護者の皆様の御意見も踏まえ、再度、降園時間の見直しを行うとともに、降園時間変更にかかる説明会を開催しました。</p> <p>今後とも保護者の皆様の御理解と御協力を得ながら、園運営を行っていきますので、よろしくをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【こども若者部 幼児課】</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>法定外公共物の管理事務および監査の実効性向上について。</p> <p>①法定外公共物の管理は、条例により市の事務として明確に定義されており、監査委員による事務の適否を検証する法的権限と執行の義務は明白である。</p> <p>②「境界未確定」「財産台帳の不備」を理由に監査が困難とする見解が見受けられるが、境界が不明であっても、市が管理を怠っている事実や不当な占用等は、監査対象とされるべきである。</p> <p>③境界確定事務に地理情報システム(GIS)を導入し、財産台帳と地図情報を一体的に管理すべきである。リスクの高い箇所などを優先的に検証する体制を構築してほしい。また規則に基づき、監査委員が検証できる仕組みを整える必要がある。</p>	<p>①について</p> <p>法定外公共物の管理については、「草津市法定外公共物管理条例」の第2条のとおりです。法定外公共物の管理事務や財産処分に関する事務は監査の対象となり、草津市でも監査の対象としています。</p> <p>②について</p> <p>本市では、境界未確定については民地側からの申請による境界確定箇所が多いですが、市の方でも区域を定め街区境界調査を進めています。また、財産台帳については「草津市法定外公共物管理システム」「公有財産台帳管理システム」などにより管理しています。</p> <p>市の事務について怠っている事実が確認されれば、監査業務において指摘事項となりえます。また、監査委員は監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査を実施しており、リスクの内容および程度は内部統制の整備状況および運用状況により判断しています。</p> <p>③について</p> <p>草津市所管の道路・水路等の境界確定管理については「草津市法定外公共物管理システム(GISシステム)」を導入しており、毎年度境界確定協議書をデータ化し、システムに組み込むことによって地図情報と一体管理を行っています。また、草津市は中心市街地活性化基本計画における区域を最優先地区と定め、平成25年度より地籍調査に着手し、一筆地調査に先行して実施する官民境界等先行調査、街区境界調査を順次行っています。既設境界の確認、無断使用などは官民境界の立会などで現地を随時確認しており、台帳等により検証できる仕組みは整えています。</p> <p style="text-align: right;">【監査委員事務局】 【建設部 土木管理課】</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>市役所職員が特定作品のキャラクターのロゴやイラストが印刷されたネームホルダーやストラップを着用していた。</p>	<p>草津市職員の服務に関する規程では、職員の服装等について「服装は華美にはしらず、礼を失しない程度であって公務員としての節度を保つこと」と定めています。今回、職員が着用していたネームホルダーおよびストラップについては、市職員としてふさわしくない不適切なものであり、御不快な思いをお掛けしましたことを、改めて深くお詫びします。</p> <p>当該職員に対しては、市民の皆様からの信頼を損なう可能性があることを含めて、勤務時の服装等について指導しました。また、全職員に対しても、執務中の服装、身だしなみや私物の取り扱いに関して、市民の皆様にご理解や不信感を持たれることがないように注意喚起を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 職員課】</p>
<p>ごみの収集について、プライバシー保護と超高齢社会への対応を最優先課題とし、実証実験の早期実施を含む戸別収集方式移行計画を策定してほしい。</p>	<p>戸別収集方式への移行につきましては、現在のところ、本市において計画はありませんが、鎌倉市等の戸別収集を実施している自治体の動向については、注視していきます。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 資源循環推進課】</p>
<p>指定ごみ袋引換券の配布について、既存インフラを活用した非来庁型受取の実現など、検討してほしい。</p>	<p>指定ごみ袋引換券配布制度の利便性向上につきましては、国の交付金活用等による財源確保も含めた御提案内容について、参考とさせていただきます。</p> <p>引き続き情報収集を行っていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 資源循環推進課】</p>
<p>市内の財産区に対して、宗教法人への無償貸与等を行っていないか実態調査を実施し、違法状態が確認された場合は速やかに法的措置を実行してほしい。</p>	<p>実態調査はしませんが、市として政教分離の原則を遵守する立場から、改めて全財産区管理会に対し、財産区財産の適正な管理等について周知を図っていきます。</p> <p>万が一、不適切な取扱いが確認された場合には、個別事案ごとに法令に基づいた適切な是正措置を講じるよう、指導を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【総務部 総務課】</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>一部の地域では、自治会費を通じて神社の維持費や祭礼費用が徴収されている。すべての自治会に、宗教的費用の一括徴収を完全に廃止し、希望者のみの任意寄付とするよう、市を通じて明確なガイドラインを示してほしい。</p> <p>町内会の掲示板に、特定の宗教法人によるポスターが掲示されている。</p> <p>町内会長が、宗教的な活動に公的な立場で関与している。</p> <p>町内会が公共の防災備品を保管する倉庫を、神社の境内に設置し、宗教施設を公的活動の拠点として利用している。</p> <p>市はまちづくり協議会に補助金等、自治会活動に対する公的支援を行っている。公金が投入されている自治会や、市の補助金等によって整備・維持されている集会所や掲示板等の施設に、特定の宗教活動のポスター等を掲示することは、公益性の確保に抵触するのではないか。</p>	<p>草津市では、多様化していく地域課題を解決し、住みよいまちを築いていくために、地域住民により、自主的に設立、運営されている任意団体である町内会や基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表するまちづくり協議会と、行政が、それぞれが互いに力を合わせ、協働によるまちづくりを推進しています。</p> <p>まちづくり協議会への交付金については、「草津市まちづくり協議会交付金規則」により定めており、第3条第2項第2号に「特定の宗教の教義を広め、もしくは儀式を行い、または信者を教化育成するとき。」は、交付対象としないと規定しています。</p> <p>また、町内会が設置する掲示板については、「草津市掲示板設置等事業補助金交付要綱」により定めており、別表に「掲示板の設置につきましては、町内会のコミュニティ活動の推進に供するものであり、営利を目的とする宣伝、特定の宗教の普及活動政治活動等のために供するものであってはならない。」と規定しています。これは、憲法第20条および第89条に政教分離の原則が制定されていることから、その内容を規定したものです。</p> <p>町内会については、任意団体ではありますが、草津市行政を円滑に運営していくために、町内会長に一部の行政事務を委嘱させていただき、その業務の対価として、行政事務委託料をお支払いしています。町内会の運営につきましては、地域課題の解決に向けて、地域住民の話し合いの下、地域住民の皆様の会費等を原資として運営されているものと認識しています。</p> <p>近年、町内会費についての政教分離の原則に関連した判例がありますことから、その判例を参考にして、草津市では、町内会の説明およびQ&Aをホームページに掲載しています。その内容としては、各種募金・寄付金等については、個人の自由意思に基づき任意で行われるべきものであり、町内会費に含めて各町内会員から集めることは、強制的な徴収となりかねず、募金や寄付行為本来の趣旨にも反すること、また、町内会費に含めて各町内会員から集めることは違法と判断された事例があることから、強制とならないようにと、注意喚起の掲示をしています。</p> <p>また、町内会が設置する掲示板のポスターについては、宗教そのものの教義を宣伝するものではなく、社会通念上、世俗的な行事と認められる場合は、公共的利益があると許容される余地があるものと考えています。</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
	<p>町内会長が宗教的な活動に公的な立場で関与することについては、町内会長の出席の目的が世俗的で、特定の宗教を援助・助長する効果もなく、社会的儀礼の範囲であると、社会通念に照らして判断できると考えています。なお、神社の境内に町内会が設置された防災倉庫については、町内会が独自に購入されたもので、宗教的な意味合いを持たず、その目的が純粋に防災倉庫として使用されるものであると認識しています。</p> <p>まちづくり協議会への交付金については、申請時には、事業等を審査したうえで、当該規則に合致している事業を交付金額としています。また、取り組み事業が完了した場合には、実績報告書を提出していただき、書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる事業等の成果が交付決定の内容に適合するかどうかの調査を行っています。</p> <p>憲法第20条および第89条に制定されている、この政教分離の原則については、その行為の目的が宗教的意義を持ち、かつ、その行為の効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為を行った場合は、違反していると認識しています。</p> <p>ただし、特定の宗教を援助・助長する効果もなく、社会的儀礼の範囲であると、社会通念に照らして判断できる場合は、許容できると認識しているところです。</p> <p>今後も、町内会やまちづくり協議会と連携しながら、より良いまちづくりを進めていきますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】</p>
<p>公共工事情報の可視化のため、「くさつマップ」を拡張し、工事の進捗や規制情報をリアルタイムで投影するプラットフォームの構築や、最新テクノロジーを導入した管理に取り組んではいかがでしょうか。</p>	<p>本市では、現在ICTを活用し、「市民サービスの利便性の向上」や「地域の課題解決」を目指して取り組んでいます。</p> <p>御提案いただいたデジタル技術を活用した工事情報のリアルタイムの可視化や住民周知に係る配信方法の工夫、PDCAサイクルの確立、インフラ管理につきましては、関係所属において今後の業務改善の検討などを行う際の参考にさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部 経営戦略課】</p>

令和8年3月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>草津宿場まつりの交通規制について、SNS等を活用し、プッシュ型の通知を行ってほしい。掲示板だけでなく、主要交差点への大型看板の設置や、自治会を通じた全世帯への案内の配布などをしてほしい。イベントの魅力だけでなく、市民生活への制約も分かりやすく発信してほしい。</p>	<p>交通規制に係る情報については、草津宿場まつり実行委員会において、近隣（草津学区および大路区）の皆様には、事前説明会の開催、回覧による周知を行っていますが、その他の地域にお住まいの皆様へは、広報くさつでの周知のみとなっている状況であることから、当実行委員会と連携し、広範囲の市民の皆様へ発信できる手法を検討していきたいと考えています。</p> <p>具体的な改善策としては、スマートフォンアプリ等を用いた、市公式LINEでのプッシュ通知やその他SNSでの情報発信を強化するとともに、主要な交差点や道路上への案内看板を、まつり開催の1か月前から設置できるよう、関係機関との調整を行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部 商工観光労政課】</p>